

経産省による事業

平成30年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

■ 次世代省エネ建材支援事業

公募要領 (二次公募)

平成30年7月

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うと共に、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、契約・工事着工した場合には、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
4. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。なおSIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数をいう。
※法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に準ずる。
5. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIは補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
6. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、SIIは当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額の返還を請求します。
併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
7. SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります(個人・個人事業主を除く)。
8. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行ってください。

INDEX

1 事業概要

1. 補助事業名	3
2. 事業目的	3
3. 事業規模	3
4. 事業内容	3
5. 補助対象となる申請者等	3
6. 補助対象となる製品	4
7. 補助対象となる経費	5
8. 補助率、補助金の上限額・下限額、補助対象経費について	5
9. 取得財産の管理等	6
10. 注意事項	6
11. 事業スケジュール	7
12. 公募説明会	7

2 事業要件の詳細

1. 補助対象製品の導入要件と施工要件	9
---------------------	-------	---

3 事業の実施

1. 事業フロー	11
----------	-------	----

4 申請の方法

1. 必要提出書類の一覧	15
2. 必要提出書類の詳細	16
3. 申請方法	18
4. 申請書提出期間、提出先及び問合せ先	18

1 事業概要

1. 補助事業名

平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
 (住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(次世代省エネ建材支援事業)
 略称:平成30年度 次世代省エネ建材支援事業(以下「本事業」という。)

2. 事業目的

既存住宅等の省エネルギーを図るため、既存住宅の改修に対し、一定の省エネルギー性能を有する次世代省エネ建材の導入を支援し、市場の拡大と価格低減による高性能建材の自立的な普及拡大を図る。

3. 事業規模

二次公募 : 約4億円

4. 事業内容

本事業の補助対象となる製品(**1** -6補助対象となる製品)を用い、既存住宅※の改修工事を行う事業において費用の一部を補助する。

※ 新築、社宅、寮及び、業務用建築物(オフィス、ホテル等)は補助対象外とする。

集合住宅の改修を行う場合、住戸部のみとし、非住戸部(エントランス、ロビー、ゲストルーム、集会所、内廊下、管理人室等)は補助対象外とする。

5. 補助対象となる申請者等

本事業で補助対象となる申請者又は物件は、以下の①又は②いずれかを満たすものとする。

① 戸建住宅又は集合住宅の居住者

- A) 申請者が常時居住する住宅であること(住民票に示す人物と同一であること)。
- B) 申請者が所有していること(所有予定を含む)。
- C) 専用住宅であること(店舗等と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー(電気・ガス等)を分けて管理できていること。及び断熱工事においても区分されていること)。

② 賃貸住宅の所有者(個人・法人どちらでも可)

申請者が当該建物を1棟全て所有していること。集合住宅の場合、改修箇所は1戸からでも可とする。

(注1)「別紙1 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に反して行う事業は、補助対象としない。

(注2) 同一人物(共同申請者を除く)による複数物件の申請は不可とする。

(注3) 同一物件について、複数回の採択は行わない。

(注4) リース事業者等との共同申請も可とする。ただし、原則、補助対象となる一連の工事全てがリース対象として、一括で契約されていること。

(注5) 申請する住宅の所有権が複数名存在する場合は、所有者全員の同意の上、代表者が申請すること。なお、二世帯住宅で、各戸を区分登記できないものは、1世帯の申請とする。

(注6) 集合住宅において、区分所有法で共用部とみなされている玄関ドア、窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていること。

6. 補助対象となる製品(一覧はSIIホームページに公表)

本事業で補助対象となる製品は、「対象製品の公募要領」で定めた要件を満たす未使用品として、SIIに登録されている材料費にかかるものとする。

必須製品 (導入必須となる製品)		要件となる基準
断熱パネル※	●	・「対象製品の公募要領」で定めた要件を満たす未使用品であること ・本事業に登録されている製品であること
潜熱蓄熱建材		

※ 断熱パネルとは、施工性を向上するため断熱材と下地材等が一体となったパネル。

任意製品		要件となる基準
断熱材	○	・未使用品であること ・平成30年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業に登録されている断熱材でグレードがD1の製品であること
窓	○	
玄関ドア	○	・「対象製品の公募要領」で定めた要件を満たす未使用品であること ・本事業に登録されている製品であること
ガラス	○	
調湿建材	○	

●:いずれかの製品を導入すること

○:必須製品と同時に導入する場合に限り補助対象とする

(注) 補助対象製品は、SIIが本事業の対象となり得るとして指定したものであり、補助対象製品改修に係る申請者と施工会社等との契約、施工、製品等の品質・性能、改修完了後の保守や保証、燃料等の調達、知的財産権等をSIIが保証するものではない。万一上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しない。

7. 補助対象となる経費

補助対象経費及び補助対象外経費は、以下の通りとする。

経費区分	項目
補助対象経費 材料費	<p><SIIが認めた補助対象製品の購入費> 断熱パネル、潜熱蓄熱建材、断熱材、窓(カバー工法用製品又は内窓)、玄関ドア、ガラス、調湿建材</p>
補助対象経費 工事費	<p><上記製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費> ・断熱パネル・潜熱蓄熱建材・断熱材・窓・玄関ドア・ガラス・調湿建材の取付 ・内窓取付に必要な額縁、ふかし枠等 ・既存の床・壁・天井の室内側から断熱パネル、調湿建材を敷設する際に必要な下地材等 ・潜熱蓄熱建材、玄関ドアの敷設に必要な下地材等 ・潜熱蓄熱建材、玄関ドアの設置、ガラスの交換等に伴う解体撤去費(場内集積まで) ・養生費 ・清掃費 ・美装費 ・搬入費 ・仮設足場費 ・補助対象経費を算出するための実測費 等</p>
補助対象外 経費	<p>・断熱パネル、断熱材、調湿建材の敷設に伴う下地補強等の補修費・解体費 ・給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸等の窓付属部材 ・諸経費、設計費、書類等の補助対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費 ・金融機関に対する振込手数料 等</p>

- (注1) 交付申請書に添付された見積書に値引きを計上している場合は、見積費用全体に係るものとみなし、補助対象費用にも按分にて値引きされているものとして取り扱う。
- (注2) 申請者又は申請者と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象経費とすること。
- (注3) 見積上の一項目に、補助対象と補助対象外の両方が含まれる場合(搬入費等)、補助対象外を控除した経費を補助対象経費とすること。ただし、補助対象外の控除分を合理的な方法で算出したい場合は、費用按分も可とする。

8. 補助率、補助金の上限額・下限額、補助対象経費について

- ① 補助率
補助対象経費の1/2以内とする。
- ② 補助金の上限額
戸建住宅 : 1住戸当たり200万円
集合住宅 : 1住戸毎に125万円
- ③ 補助金の下限額
戸建住宅、集合住宅 : 1住戸当たり20万円
- ④ 補助対象経費について
・補助対象経費の合計は1住戸当たり40万円以上であること。

9. 取得財産の管理等

本事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、予め財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消し、加算金(年利10.95%)と共に補助金全額の返還を求めることがある。

SIIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIIに納付させることができるものとする。

10. 注意事項

- ① 同一物件について、複数回の採択は行わない。
- ② SIIIに提出された申請書類は返却しない。
- ③ 本事業は、次世代省エネ建材の市場の拡大や断熱リフォーム等に関する情報の取得、分析についても事業の目的としているため、SIIIは補助事業者(居住者等)に対して本事業についてのアンケートを行う。なお、アンケートの回答内容は個人情報を除いて国又はSIIから公表する場合がある。
提出期限：2019年3月15日(金) (対象期間:施工完了日～2019年2月末日)
- ④ 経済産業省が、以下の利用目的を前提として、本事業に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
 - ・ 本事業の適正な執行
 - ・ 価格の分析
 - ・ 価格水準(個社が特定されないよう統計処理等したものに限る)の公表
- ⑤ 断熱改修によって気密性能が向上すると、同時に室内湿度が上昇し、結露が発生する可能性がある。この問題は加湿する開放型暖房設備の使用を控えることや、生活習慣の改善、換気システムの導入等によって緩和することができる。木部の劣化やカビ発生の原因となる結露の防止の観点から十分注意すること。
※ 参照:一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構自立循環型住宅のホームページ
<http://www.jjj-design.org/既存住宅の省エネガイドライン/省エネルギー改修手法/断熱・遮熱・気密改修/>
- ⑥ 部分的な断熱工事は、改修箇所によって断熱した暖房室と非断熱の非暖房室との温度差が大きく、ヒートショックが発生する可能性があるので注意すること。
- ⑦ SIIIに提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合がある。
取得した個人情報は、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することがある。その場合、国が認める外部機関に提供を行う場合がある。
また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがある。
- ⑧ 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)の対象経費が含まれないこと。
国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は、実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入すること。
国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還することになるので注意すること。
- ⑨ 以下に該当する場合、事前にSIIIに相談すること。
 - ・ リース事業者と共同申請する場合
 - ・ 支払い委託契約の場合
 - ・ クレジット契約(個別クレジット)を利用する場合

11. 事業スケジュール

① 公募期間

二次公募：平成30年8月1日(水)～平成30年9月14日(金)※

※ 補助事業公募期間内であっても、申請総額が事業規模に達した日の前日を以って公募を終了する。

(注) 申請書に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。

② 交付決定

随時採択

③ 補助事業実績報告書の提出期限

事業完了日※から起算して14日以内又は以下の提出期限のいずれか早い日の17時必着

提出期限(二次公募)：平成30年12月14日(金)

※ 本事業に係る一連の工事が完了した日もしくは補助対象工事を含む一連の工事の支払いが完了した日(入金受領日)のいずれか遅い日とする。



12. 公募説明会

二次公募において、公募説明会は実施しない。

2 事業要件の詳細

1. 補助対象製品の導入要件と施工要件

- 必須製品(断熱パネル、潜熱蓄熱建材)のいずれかを用いた改修を行うこと。
- 任意製品(断熱材、窓、玄関ドア、ガラス、調湿建材)を用いた改修は、必須製品を用いた改修と同時に行うこと。
- 製品毎の要件を満たすこと。

【必須製品の要件】

① 断熱パネル

- 原則、既存の床・壁・天井を撤去せず施工すること。ただし、下地補強や耐荷重強度担保等の為に既存内装の仕上材等を解体撤去することは認める(解体撤去費は補助対象外とする)。
- 室内側から施工すること。床下、壁の外側、天井裏から施工するものは対象としない。
- 施工範囲に居室又は玄関、トイレ、浴室、洗面脱衣所のいずれか一室を含むこと。また、その部屋の外気に接する床、壁、天井の少なくとも1部位1面に施工すること。
なお、コンセントやスイッチ等によりパネルの割り付けが困難な箇所においては、適切な断熱補強を施すこと。
- 上記の要件を満たしている場合に限り、間仕切壁、階間部天井等の改修を補助対象とする。

② 潜熱蓄熱建材

- 施工範囲に居室を含むこと。
- 潜熱蓄熱建材を導入する居室等の床面積※あたりの蓄熱量が $192\text{kJ}/\text{m}^2$ 以上となるように施工すること。ただし、全館空調方式の場合は延床面積あたりの蓄熱量が $80\text{kJ}/\text{m}^2$ 以上となるように施工すること。
※潜熱蓄熱建材を導入する居室等に間仕切がなく、空間がつながっている場合(吹抜け、階段等)は、同一空間と見なし、改修する居室等の床面積に含むこと。
- 施工された製品の総厚みが25mm以内であること。
- 以下のA)～C)のいずれかに該当する居室等であること。
 - A) 平成11年省エネ基準以上の断熱性が確保された以下のa～eいずれかに該当する居室等
 - a. 住宅性能表示基準の温熱環境・エネルギー消費量に関することにおいて、断熱等性能等級が4であること。
 - b. フラット35Sの省エネルギー性基準を満たしていること。ただし、中古タイプ基準は対象外とする。
 - c. 長期優良住宅認定基準の省エネルギー性において、断熱等性能等級が4であること。
 - d. 低炭素建築物認定住宅であること。
 - e. 断熱材や開口部の仕様がわかる建築時の仕様書等により証明できること。等

B) 本事業において床・壁・天井の1面以上と窓及びガラスを断熱改修した居室等

C) 以下のa～fいずれかの事業において、床・壁・天井の1面以上と窓及びガラスを断熱改修した居室等
ただし、当該事業で改修した部位を撤去せずに改修する場合に限る。

- a. 平成25年度 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
(既築住宅における高性能建材導入促進事業)
- b. 平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業)
- c. 平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(既築住宅・建築物における高性能建材導入促進事業)(補正予算に係るもの)
- d. 平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金
- e. 平成29年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(省エネルギー投資促進線補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)
(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)
- f. 平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)
(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)

【任意製品】

③ 断熱材

- 平成30年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業に登録されている断熱材でグレードがD1の製品であること。
- 施工部位は床、天井のみとし、施工方法は床下、天井裏からの施工とする。
- 原則、既存の床・天井を撤去せず施工すること。ただし、下地補強や耐荷重強度担保等の為に既存内装の仕上材等を解体撤去することは認める(解体撤去費は補助対象外とする)。

④ 窓

カバー工法用製品又は内窓の設置であること。

⑤ 玄関ドア

玄関ドアの設置であること。テラスドア、勝手ロドア等は対象としない。

⑥ ガラス

- ガラス交換、建具交換(障子部分である「建具+ガラス」を一体として交換することをいう)であること。
- 既存の窓・ドアフレームは、木製もしくは樹脂製、又は木と金属の複合材料製もしくは樹脂と金属の複合材料製であること。なお、既存の窓・ドアフレームの材質により導入できるガラスが異なるので、SIホームページの補助対象製品一覧にて確認すること。

⑦ 調湿建材

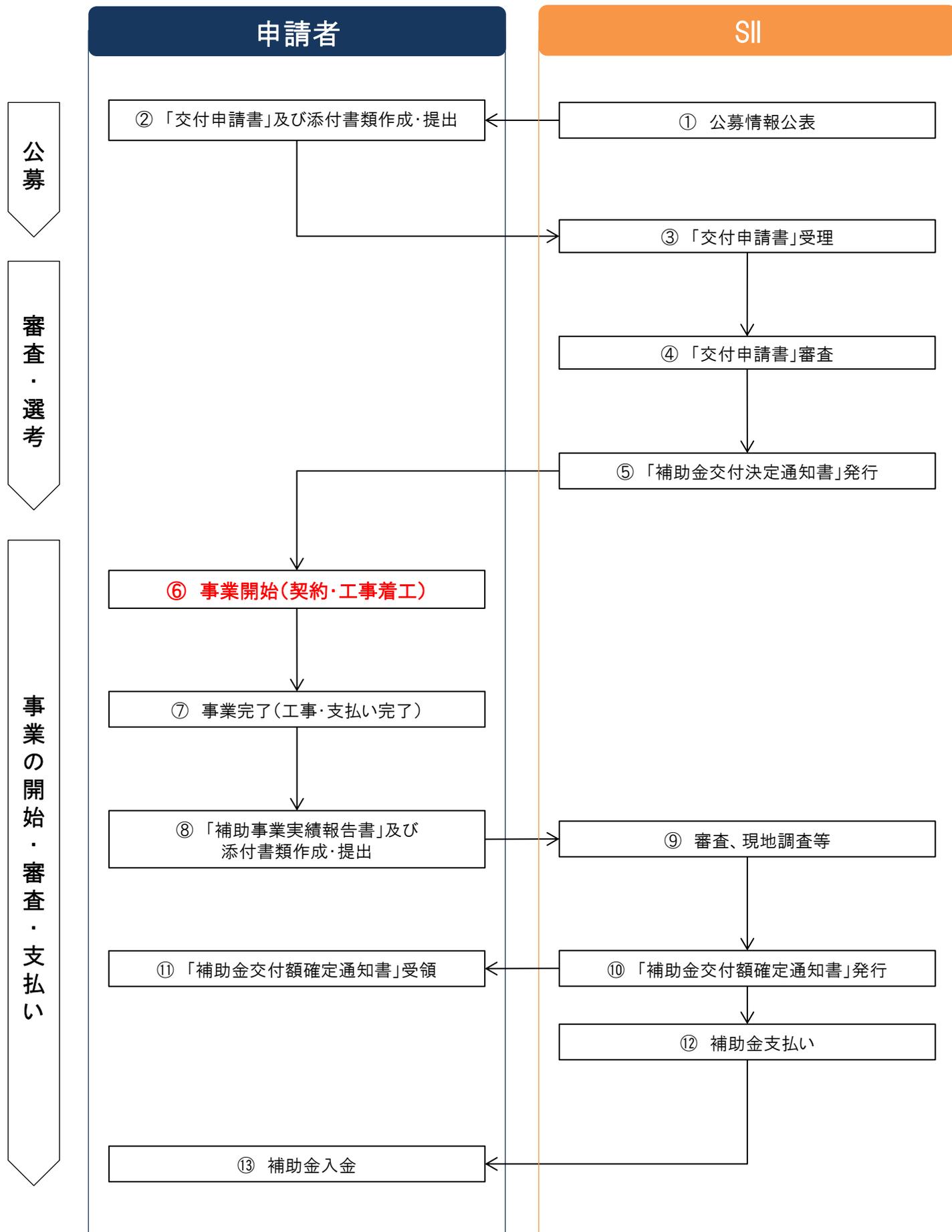
- 原則、既存の床・壁・天井を撤去せず室内側から施工すること。ただし、下地補強や耐荷重強度担保等の為に既存内装の仕上材等を解体撤去することは認める(解体撤去費は補助対象外とする)。
- 吸放湿を妨げない適切な内装仕上げとすること(吸放湿を妨げる塗装や透湿しないシート等を上張りしないこと)。

(注1) 居室とは、リビング、ダイニング、ダイニングキッチン、寝室、書斎等をいう。なお、押入れ等は面している居室等に属するものとする。

(注2) 潜熱蓄熱建材、玄関ドアの導入に伴う改修工事においては、既存の床、壁、天井の撤去を認める。

3 事業の実施

1. 事業フロー



※ 精算払請求書については補助金交付決定通知書と一緒に送付される事務取扱説明書を参照のこと。

① 公募情報公表

SII

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行う。
また、SIIホームページに公募情報を公表する。

② 「交付申請書」及び添付書類作成・提出

申請者

A) 申請について

申請者は提出に必要な書類※1を作成し、1部(正本)をSII指定の提出先※2に送付すること(提出書類は控えを取っておくこと)。また申請者は、申請書類に関するSIIからの問い合わせに対応できること。

B) 手続代行者について

申請者は申請について第三者に依頼することができる。申請の手続きを代行するもの(以下「手続代行者」という。)は、申請書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼に対応できることを要件とする。

なお、「補助金交付決定通知書」や「補助金交付額確定通知書」等の正式な通知書面等は申請者に送付する。

③ 「交付申請書」受理

SII

申請期間内に到着した申請分において、要件の不適合、書類の不備・不足等がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。

④ 「交付申請書」審査

SII

到着順に審査を行い、随時採択する。

ただし、補助事業公募期間内であっても事業規模に達した日の前日を以って公募を終了し、事業規模に達した日以降に到着した申請分は原則受付けないので、十分注意すること。

なお、予算に達した日及びその翌営業日以降に到着した申請書については、申請者又は手続代行者を介した場合は手続代行者に着払いで申請書を返却する。

⑤ 「補助金交付決定通知書」発行

SII

SIIは交付申請書を受付後、その内容が適切であると認められる者に対し交付決定を行い、補助金交付決定通知書にて申請者に通知するとともに、事務取扱説明書を同封する。

なお、補助金交付決定通知書は補助金額を決定するものではないので注意すること。

交付決定後に、交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚した場合は、審査の結果にかかわらず、交付決定の修正又は取り消しの措置を講じることがある。

(注1) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取り下げることが条件に交付決定する。

(注2) 交付の決定について、個別の問い合わせには応じられないので注意すること。

※1 「4 -1 必要提出書類の一覧」参照

※2 「4 -4 申請書提出期間、提出先及び問合せ先」参照

⑥ 事業開始(契約・工事着工)

申請者

A) 事業の開始について

本事業に係る工事(一連の工事を含む)は、本事業の補助金交付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に契約・工事着工すること。

交付決定通知日より前に契約・着工をしていないことを証明するため、補助金交付決定通知書に記載される「交付決定番号」を記載したボード(工事看板)を写し込んだ写真を撮影すること。

ただし、工事中用黒板アプリは使用しないこと。

B) 事業の計画変更について

申請内容の変更は原則認めない。やむを得ず交付申請時の計画を変更する可能性が生じた場合、必ず事前にその内容をSIIへ報告し、指示に従うこと。

⑦ 事業完了(工事・支払い完了)

申請者

- 事業完了日は、本事業に係る一連の工事が完了した日もしくは補助対象工事を含む一連の工事の支払いが完了した日(入金受領日)のいずれか遅い日とする。

例) 工事完了:12/4 支払い完了:12/5 の場合、事業完了日は12/5

工事完了:12/4 支払い完了:11/29 の場合、事業完了日は12/4

- 本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。

⑧ 「補助事業実績報告書」及び添付書類作成・提出

申請者

補助事業者は工事完了後、補助事業実績報告書及び、事務取扱説明書に記載されている必要書類を以下の提出期限内に必ず提出すること。

<提出期限>

事業完了日から起算して14日以内又は平成30年12月14日(金)のいずれか早い日の17時必着

⑨ 審査、現地調査等

SII

- SIIは、補助事業実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事・経費等の審査を行い、必要に応じて現地調査を行う。なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者から取引先に対して協力を依頼すること。
- 現地調査は、申請内容に係る工事等が本事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する調査であり、補助金の額を確定するためのものである。
- 申請者はやむを得ない場合を除き、立ち会うこと。手続代行者又は共同申請者がいる場合、手続代行者及び共同申請者も、原則立ち会うこと。
- 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消し対象となるので注意すること。

⑩ 「補助金交付額確定通知書」発行

SII

SIIは、上記審査等にて内容が適正であると認めるとき、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対し、補助金交付額確定通知書にて補助金額の確定を通知する。

⑪ 「補助金交付額確定通知書」受領

申請者

⑫ 補助金支払い

SII

SIIは、補助金交付額確定通知書にて補助金額を通知した後、速やかに補助金を支払う。
なお、振込先口座がネットバンキングの場合は、事務取扱説明書で指定する書類を提出すること。

⑬ 補助金入金

申請者

4 申請の方法

1. 必要提出書類の一覧

申請者はSIIのホームページで公表している様式で申請すること。

なお、申請書類一式は2部作成し、正本をSIIへ送付し、副本を控えとして手元に保管すること。

提出書類は、以下の順番でファイル(A4)に綴じ込み提出すること。

○：全員提出 △：該当者のみ提出

No	書類名	様式	提出書類	正本 ※SIIへ提出	副本 ※申請者控え
①	交付申請書	様式第1・1-2	○	原本	コピー
②	暴力団排除に関する 誓約事項・役員名簿	別紙1・2	○	原本	コピー
③	実施計画書	定型様式1	○	原本	コピー
④	総括表	定型様式2	○	原本	コピー
⑤	明細書	定型様式3	○	原本	コピー
⑥	見積書	自由	○	コピー	原本
⑦	建築図面等	平面図等	○	コピー	原本又はコピー
⑧		展開図	△	コピー	原本又はコピー
⑨		求積表	△	コピー	原本又はコピー
⑩		姿図	△	原本又はコピー	コピー
⑪		既存窓等が判別できる図面等	△	原本又はコピー	コピー
⑫	真空断熱材施工登録店証明書等	自由	△	原本又はコピー	コピー
⑬	住民票の写し	自由	△	コピー	原本
⑭	設計チェックシート	自由	△	原本	コピー
⑮	居室の断熱性能が確認できる書類	自由	△	コピー	原本

(注) 必要提出書類の詳細は次ページ以降を参照すること。

2. 必要提出書類の詳細

① 交付申請書

- ・申請者、共同申請者、手続代行者の印鑑登録印を押印すること。

② 暴力団排除に関する誓約事項・役員名簿

- ・暴力団排除に関する誓約内容を熟読すること。
- ・申請者が法人の場合及び、リース事業者等との共同申請の場合は、それぞれの役員名簿を提出すること。

③ 実施計画書

- ・申請する住宅の改修工事の仕様を記入すること。

④ 総括表

- ・明細書を基に記入すること。
- ・集合住宅において複数住戸改修する場合は、住戸タイプ毎に記入すること。

⑤ 明細書

- ・対象経費に基づいて記入すること。
- ・材料費と工事費を分けて記入すること。なお、工事費は「一式」等まとめて記入してもよいが、見積書の内訳書に費用・費目の詳細を記すこと。
- ・明細書と総括表の整合性が取れていること。
- ・集合住宅において複数住戸改修する場合は、住戸タイプ毎に記入すること。

⑥ 見積書

- ・工事請負契約予定の見積書一式全てのコピーを提出すること。
 - ※ 会社印があること。
 - ※ 内訳書には費用・費目の詳細を記すこと。
 - ※ 補助対象経費であることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象 等)を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。一つの費目に補助対象外が混同している場合は、補助対象と補助対象外に費用・費目を分けること。
 - ※ 「**1**-7 補助対象となる経費」に該当する経費であって補助申請に加えていない経費がある場合には、備考欄等にその旨を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。

⑦ 平面図等

- ・改修前、改修後の1/100程度の平面図を提出すること。
- ・改修工事を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、求積図、求積表を記載すること。
- ・集合住宅の改修を行う場合は、棟の平面図及び立面図を提出すること。
- ・集合住宅において複数住戸改修する場合は、改修する住戸の住戸タイプ、部屋No.が明記されていること。
 - ※ 例:Aタイプ 501号室

⑧ 展開図

- 天井、壁の改修を行う場合、改修部(断熱パネル、潜熱蓄熱建材、断熱材、調湿建材の施工箇所)が判別できる図面及び求積図、求積表を提出すること。
なお、その他の図面が審査に必要となる場合は提出を求めることがある。

⑨ 求積表

- 平面図及び展開図に求積表を記載しない場合は別途提出すること。
- 求積図の番号、室名の記載が有り、整合性がとれていること。

⑩ 姿図

- 窓、ガラス、玄関ドアの改修をする場合に提出すること。
- 明細書の窓番号、ガラス番号の記載が有り、整合性がとれていること。

⑪ 既存窓等が判別できる図面等

- ガラスの交換(ガラス交換、建具交換)をする場合に提出すること。
- 既存窓・ドアフレームの材質が分かる図面又は写真等を提出すること。

⑫ 真空断熱材施工登録店証明書等

- 真空断熱材製品を施工する場合、メーカーが発行するSIIよりダウンロードした真空断熱材施工登録店証明書の原本又は、施工を実施する予定の業者が、当該製品の施工研修等を受講したことが分かる証憑等の写しを提出すること。

⑬ 住民票の写し

- 申請者が個人の場合に提出すること。ただし、転売物件の購入予定者で、交付申請時に当該住宅住所に住民票が移されていない場合又は賃貸住宅を申請する場合は提出不要とする。
- 本事業の補助対象製品を設置する住所のものであること。マイナンバーの記載は不要とし、発行時期は問わない。

⑭ 設計チェックシート

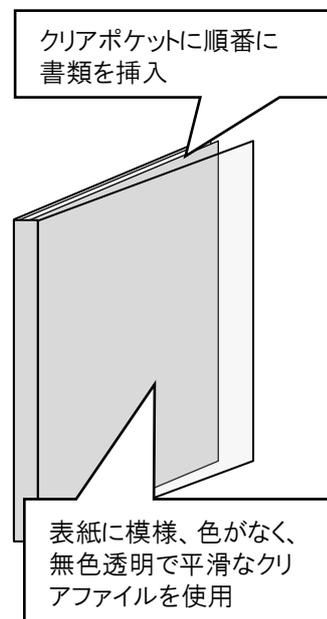
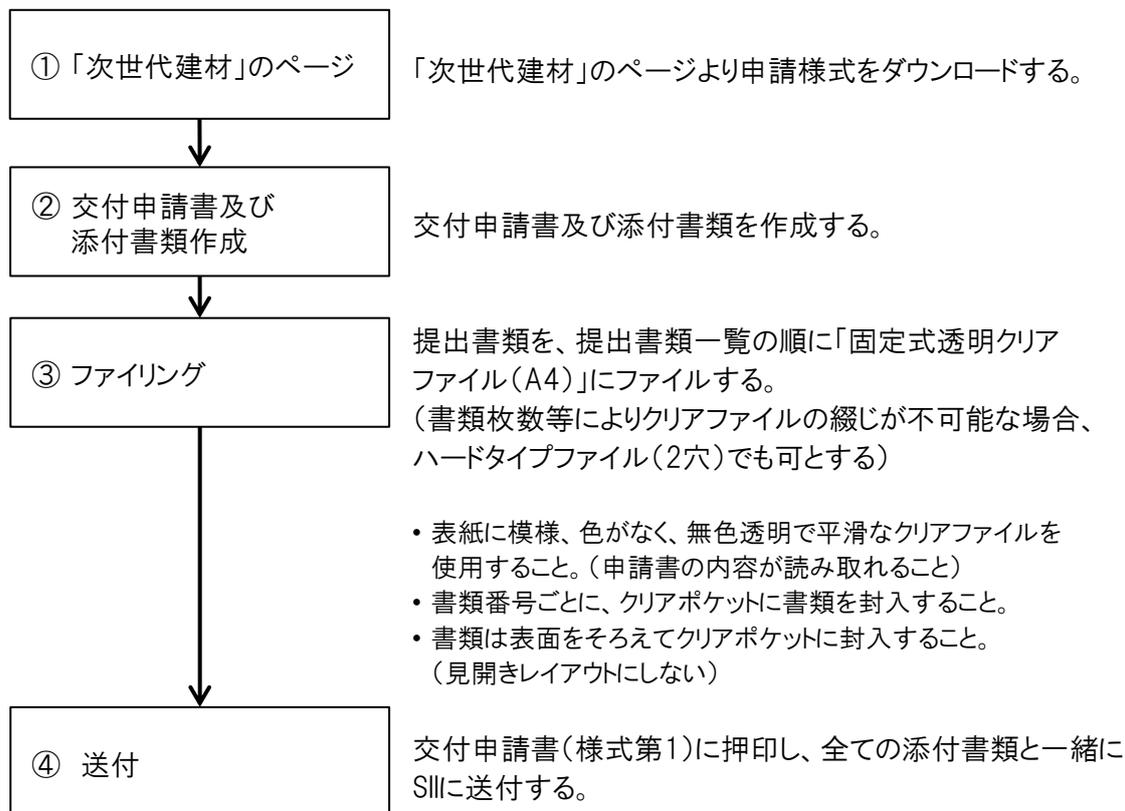
- 潜熱蓄熱建材を施工する場合に提出すること。
- メーカーが発行した設計チェックシートを施工を実施する予定者が記入すること。
- 施工を実施する予定者の押印があること。

⑮ 居室の断熱性能が確認できる書類

- 潜熱蓄熱建材を施工する場合に提出すること。
- 平成11年省エネ基準に該当する居室であることが確認できる以下いずれかの書類を提出すること。
 - A) 住宅性能表示基準の温熱環境・エネルギー消費量に関することにおいて、断熱等性能等級が4であることが確認できる建設住宅性能評価書の写し等
 - B) 断熱材や開口部の仕様がわかる建築時の仕様書
 - C) 断熱リノベ事業等で発行された補助金交付額確定通知書の写し 等

3. 申請方法

- ウェブページ(https://sii.or.jp/reti_material30/)より「申請様式」をダウンロードし、必要な書類を作成する。
- 申請書類は「**4** -1 必要提出書類の一覧」の書類名ごとの順番に「固定式透明クリアファイル(A4)」綴じとし、一冊にまとめて、押印した正本1部をSIIIに提出する。



4. 申請書提出期間、提出先及び問合せ先

- ① 申請書提出期間
二次公募:平成30年8月1日(水)～平成30年9月14日(金) 17時必着
- ② 提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 『次世代建材』 担当 宛

- 「次世代建材申請書在中」と必ず記入のこと。
- SIIから申請者に対して、申請書受領の連絡はないため、配送事故に備え、配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用すること。また、申請書の持ち込みは受け付けないので注意すること。
- 宛先には略称SIIを使用しないこと。
- 申請者がSIIIに送付する申請書は「信書」に当たることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできないので注意すること。
- 提出書類は必ずボールペン・万年筆等(黒色インクのもの)で記入すること。(消せるボールペン、鉛筆は不可)

【問合せ先】※通話料がかかります。

TEL:03-5565-3110 (平日10時～17時) FAX:03-5565-4861